

2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社ナガワ
(証券コード 9663 東証プライム)
代 表 者 名 代表取締役社長 高 橋 修
問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 新 村 亮
T E L 03-5288-8666
U R L www.nagawa.co.jp

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の当社第58期定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するために規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を</p>

	経過した日または前項の株主総会の日から 3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後に これを削除する。
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022年6月21日
定款変更の効力発生日（予定）	2022年6月21日

以 上